

2012(平成24)年7月20日

〒733-0842

広島市西区井口1丁目3番20号
株式会社 早稲田自動車学園
代表取締役 早稲田 豊穂 殿



特定非営利活動法人消費者ネット広島

理事長 吉富 啓一郎

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル3F

TEL 082-962-6181

FAX 082-962-6182

申入書

前略

貴社からの質問書に対して回答をいたします。

1 「解約時の精算方法が一義的で明確でなく」の具体例

当法人の要請の趣旨は、貴社の規定等が、全般的に、消費者が一見して判断できる程度の明確性を有していないというものです。

具体的に明らかにするようにとの質問ですので、例としていくつか挙げさせていただきます。

(1) 「23才まで限定コースのご案内」において、基本教習時限数に満たない場合の中途解約の際の返金について明記されていない。

(2) 「特約コースのご案内」において、残回数の特約コース料の半分の返金を謳っているところ、残回数に応じた返金額（あるいは簡単に計算できる説明）が明記されていない。どの段階で解約したらいくらの返金があるのか容易に判断できない。

(3) 学科等、実際に予約して乗車する前の扱いが明らかにされていない。

2 「違約金の根拠について疑義が残る」の具体例

当法人の要請の趣旨は、改善いただいた貴社の規約等においても、中途解約の違約金条項が、平均的損害を超える違約金の約束に該当し、消費者契約

法9条1号に反するおそれがあると考えているというものです。

具体的に指摘を明らかにするようにとの質問ですので、例を挙げさせていただきます。

限定コース、特約コースにおいて、基本教習時限数以下の解約では、基本教習時限数から技能教習時限を引いた残回数の限定コース料あるいは特約コース料の半分を返金するとされているところ、

(1) 平均的損害はすでに予約している乗車による教習分のキャンセルについてしか発生しないはずである。予約をしていない部分あるいは教室での講習については平均的損害が観念できない。

(2) 予約している教習分についても、そもそも予約が取り難いためのコースであるならば、すぐに予約が埋まるはずである。予約日時とキャンセル時の時間的間隔を度外視して平均的損害は発生しない。

仮に、予約をキャンセルされると予約が埋まらないということであれば、コースは有名無実のものである。コースは違約金を設定するためだけに存在することになってしまう。

(3) 解約する段階に応じて平均的損害が生じるはずである。例えば、1回あるいは乗車前の解約も、20回での解約も、同じ未消化部分の半額の平均的損害が生じるということはない。

(4) 学科等乗車以外の教習の取扱いが考慮されていない

3 以上のとおり、貴社の質問に対しいくつかの具体例を示して回答をいたしました。

面談要請の趣旨は、従前から改善のご努力を示していただいている貴社に対し、当法人の申し入れの趣旨等について共通認識を持っていただきたいというものです。

これまでの貴社のご回答を拝見すると当法人の申入れの趣旨を十分にご理解いただけていない点があり、かつ当法人においても限られた資料の中で判断をしているため認識不足があるかもしれません。そのため、面談の機会を設けて、十分に協議した上で、双方の共通認識を持つことが必要だと判断した次第です。

ご検討よろしくお願いします。

草々